

まぜこぜの居場所づくり実態調査等支援業務委託  
に係る公募型プロポーザル実施要領

令和7年6月

高浜市役所 福祉部 共生推進グループ

まぜこぜの居場所づくり実態調査等支援業務委託に係る公募型プロポーザルの各種手続き、要件及び審査等の内容については、次のとおりとする。

## 1. 目的

高浜市では、まぜこぜの居場所づくり実態調査等支援業務の実施にあたり、業務に関する専門的知識および能力を有する業者に委託することにより、本市の実状に即した有効的な多世代の居場所に関する実態調査が実行できるものとする。

したがって、本業務委託は、公募型プロポーザル方式により提案内容を審査し、受注者を決定することとする。

## 2. 業務名及び業務概要

(1) 業務名

まぜこぜの居場所づくり実態調査等支援業務委託

(2) 履行期間

契約締結日から令和 8 年 3 月 31 日(火)まで

(3) 見積上限額

5,000,000 円(税込)

(4) 支払方法

すべての業務が完了し、完了検査終了後、精算払いとする。

(5) その他

詳細は、別紙「まぜこぜの居場所づくり実態調査等支援業務委託仕様書」参照

## 3. 参加資格

本プロポーザルに参加する提案者は、参加表明書の提出時点において、次に掲げるすべての条件に該当するものとする。

- (1) 地方自治法施行令(昭和 22 年政令第 16 号)第 167 条の 4 第 1 項の規定に該当しない者であること。
- (2) 令和 6・7 年度高浜市入札参加資格者名簿に登録されている者であること。
- (3) 会社更生法(平成 14 年法律第 154 号)に基づく更生手続開始の申立てをしていない者でないこと。
- (4) 民事再生法(平成 11 年法律第 225 号)に基づく再生手続開始の申立てをしてい

る者でないこと。

- (5) 破産法（平成 16 年法律第 75 号）に基づく破産手続開始の申立てをしている者でないこと。
- (6) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 2 項に規定する暴力団又は暴力団の利益となる活動を行う者でないこと。
- (7) 高浜市の入札停止期間中でないこと。なお、公示日から受託予定者として決定を受けた日の前日まで指名停止措置を受けた場合は、資格を失うものとする。
- (8) 過去 5 年間（令和 2 年度から令和 6 年度）において、次のいずれかに該当する実績を有する者であること。
  - ①本業務と同種又は類似の業務を受託し、誠実に履行した実績を有する者
  - ②本業務と同種又は類似の業務を自主事業として実施した実績を有する者

#### 4. スケジュール

実施内容	実施期日
実施要領、仕様書の公表	令和 7 年 6 月 30 日（月）
参加表明書の提出期限	令和 7 年 7 月 10 日（木）
質問書の提出期限	令和 7 年 7 月 11 日（金）
質問書の回答期限	令和 7 年 7 月 15 日（火）
企画提案書の提出期限	令和 7 年 7 月 18 日（金）
書類審査	令和 7 年 7 月 22 日（火）
プレゼンテーションの実施	令和 7 年 7 月 23 日（水）
選定結果の通知	令和 7 年 7 月 25 日（金）

※提出期限については、午後 5 時までとする。

※提出場所については、高浜市いきいき広場福祉部共生推進グループとする。

#### 5. 提出書類等

- (1) 参加表明書の提出
  - ① 参加希望者は、令和 7 年 7 月 10 日（木）までに参加表明書（様式第 1）を提出すること。
  - ② 提出方法については、事前に事務局へ電話連絡のうえ、直接持参、郵送または電子メールで提出すること。（FAXでの提出は不可とする。）
- (2) 質問書の提出
  - ① 質問については、令和 7 年 7 月 11 日（金）までに質問書（様式第 2）を提

出すること。

- ② 提出方法については、事務局メールアドレス宛に電子メールで提出すること。  
その際、メールの件名の頭に【まぜこぜの居場所づくり実態調査等支援業務委託質問書－提案者名】を記入し、送付すること。

(3) 質問書の回答

- ① 参加表明者（辞退者は除く）に対して、令和7年7月15日（火）中に、電子メールまたはFAXにて回答します。
- ② 質問に対する回答については、本要領及びその他配布された提供資料の追加または修正を行ったものとみなします。

(4) 企画提案書の提出

- ① 提案者の概要（様式第3）  
提案事業者の所在地、資本金その他基本情報を記入すること。
- ② 業務実績調書（様式第4）  
令和2年度から令和6年度の5年間において、本業務と同種又は類似した業務を受託または実施した実績を記入すること。
- ③ 業務実施体制調書（様式第5）  
本業務に従事する担当者の配置計画及び配置する各担当者の担当する業務内容、関連業務の実績、経験を記入すること。  
また、本業務の業務責任者、担当者の所属を記入すること。
- ④ 業務についての提案（様式任意）  
提案には、業務委託仕様書により提案を求めている事項については、必ず記入すること。ただし、提案書は、原則A4サイズ片面4ページ以内とする。  
また、プレゼンテーションはオンラインによる実施とし、提案書の主旨説明や補足、質疑応答を目的とするものとする。（プレゼンテーション用の追加資料の提出は認めない。）
- ⑤ 業務実施スケジュール（様式任意）  
作業内容別に区分した業務実施スケジュールを提出すること。
- ⑥ 見積書及び見積内訳書
- ⑦ 提案書の電子データを保存したCD-R
- ⑧ 提出部数については、①～⑤は各9部（原本1部、副本8部）、⑥は1部、⑦は1枚とする。

- ⑨ 提出方法については、事前に電話連絡のうえ、直接持参または郵送にて提出すること。
- ⑩ 参加表明者からの提出辞退
- 提案を辞退した場合、他の案件での入札において不利益な扱いを受けることはありません。なお、提案書の提出を辞退する場合、事前に事務局に電話連絡のうえ、参加辞退届（様式第6）を令和7年7月22日（火）までに直接持参、郵送または電子メールで提出すること。
- ⑪ 提案のための費用については、すべて提案者の負担とする。
- ⑫ 提案書の提出後において、提案者の選定までの間は、提案書に記入された内容の追加及び変更は、原則として認めない。
- ⑬ 提出された提案書等は、一切返却しない。
- ⑭ 提出された提案書等は、必要に応じて複製する場合がある。
- ⑮ 提出された提案書等は、営業上の秘密に該当する部分があることが考えられることから、原則公開しないこととするが、高浜市情報公開条例の対象行政情報となるため、情報公開請求や情報公開請求訴訟の如何によっては、公開される可能性がある。したがって、企業秘密などを公開されることにより、貴社が不利益を被る恐れのある情報については、極力含まないようにするか、マル秘マークを付加する等、適切な措置を講ずるものとする。

## 6. 審査及び評価

### (1) 書類審査

審査にあたっては、参加表明者によるプレゼンテーションの実施を予定しているため、プレゼンテーションに先立ち、委員会の委員において、書類の審査を予め実施する。

### (2) プレゼンテーション

審査にあたっては、参加表明者によるプレゼンテーションの実施を予定している。ただし、提案書の主旨説明や補足、質疑応答を目的とするものとする。

会場については、現地での開催は行わず、ZOOMによるオンライン方式とする。（詳細については、別途通知する。）

プレゼンテーション中の提案書の主旨説明や補足、質疑応答は、原則として、業務責任者が行うこと。

1 者の持ち時間は、質疑を含め合計 20 分以内とする。なお、趣旨説明については、そのうち 10 分以内とする。

(3) 審査方法

まぜこぜの居場所づくり実態調査等支援業務受託候補者選定委員会において、提案書の内容並びにプレゼンテーションにおける趣旨説明及び質疑応答等を踏まえ、別紙評価基準に基づき審査及び評価を行い、導入候補者及び導入候補次点者を決定するものとする。

(4) 選定結果の通知

選定結果については、参加表明者（辞退者は除く）に対して、書面にて令和 7 年 7 月 25 日（金）付で郵送する。

(5) その他

審査の経緯及びその内容に関しては、いかなる問合せにも応じない。

また、審査結果に対する異議申し立ては受け付けないものとする。

## 7. 契約について

審査結果により決定された導入候補者と令和 7 年 8 月初旬を目途に契約を行う。なお、導入候補者との協議において、両者が合意に至らなかった場合、導入候補次点者との協議を行う。

また、契約締結後、受託者に本提案における失格事項、不正または虚偽記載等と認められる行為が判明した場合、契約を解除できるものとする。

## 8. 公募型プロポーザル方式の停止、中止及び取り消し

緊急等やむを得ない理由等により、公募型プロポーザル方式を実施することができないと認められる場合、公募型プロポーザル方式を停止、中止または取り消すことがある。なお、この場合、当該公募型プロポーザル方式に要した費用を本市に請求することはできない。

## 9. その他

この要領は、令和 7 年 6 月 26 日から適用し、選定された業者との契約を締結した日の翌日にその効力を失うものとする。

## 10. 事務局

〒444-1334 愛知県高浜市春日町五丁目 165 番地

高浜市いきいき広場内 高浜市役所福祉部共生推進グループ 担当：榊原

電話番号：0566-95-9561 FAX 番号：0566-52-7918

E-mail：kyosei@city.takahama.lg.jp